

樹林の管理に関する取扱い基準

I 対象地区について

1 対象地区

樹林管理事業の対象としている区域は、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、緑地保全推進地区、特別緑地保全地区、首都圏近郊緑地保全区域に該当する地域で、次の6地区の名称で区分し、樹林管理事業実施対象区域一覧表に示すとおりです。

- (1) 浄明寺・十二所地区
- (2) 大町・材木座地区
- (3) 長谷・極楽寺地区
- (4) 佐助・御成地区
- (5) 八幡宮地区
- (6) 山ノ内・今泉地区

2 実施年次

上記6地区について、予算の範囲内で、毎年、順次事業を行います。

当該年度に実施する対象地区は、樹林管理事業実施対象区域一覧表に示して樹林の所有者又は管理者への周知につとめます。

II 実施方法について

1 スケジュール

事業は、おおむね次のスケジュールで実施し、詳細は樹林の所有者又は管理者へのお知らせの中で周知します。

(1) お知らせ

7月上旬を目途に、対象として把握できる樹林の所有者又は管理者に書面でお知らせし、広報及び市ホームページでも周知します。

(2) 申請受付

7月末頃に、申請を締め切ります。

(3) 現地調査

8月～9月に、現地調査を実施します。

(4) 決定通知

11月下旬～12月下旬に、申請者に対して事業実施の可否等を通知します。

(5) 事業実施

1月上旬～3月に、決定した内容で事業を実施します。

2 実施内容について

申請に応じて、枝払い及び倒木・枯損木の伐採を行います。

(1)実施対象

樹林が家屋と接し、樹林周辺居住者の日常生活に支障があり、かつ危険である下記のいずれかに該当するものを対象とします。

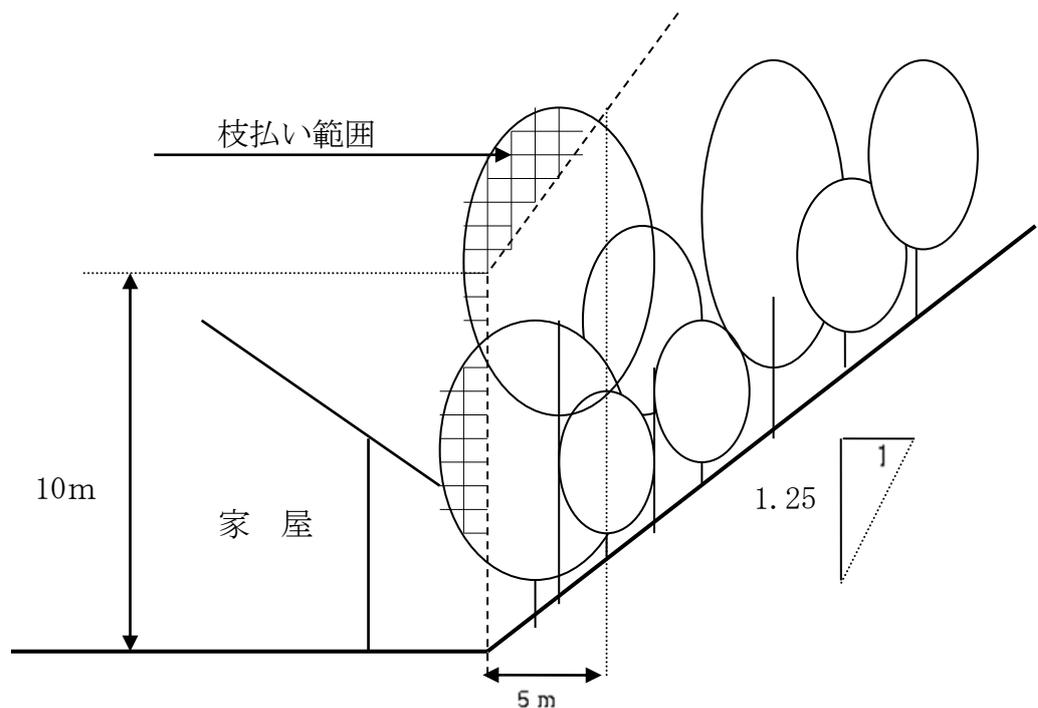
なお、宅地内の樹木、および竹林は対象としていません。

- ア 樹林の樹木の枝葉が家屋等に接触し、損傷等直接的影響があるもの。
- イ 樹林の樹木の枝葉が家屋等に覆いかぶさるなどの支障を及ぼすもの。
- ウ 実施範囲内にある倒木・枯損木等、災害の危険を感じるもの。

(2)実施範囲

自然林の枝払い等の実施範囲は、下記のとおりとします。

- ア 林縁から、おおむね5mの範囲内の樹林。
- イ 枝払い対象範囲は、下記図に示す枝払い線から伸びた枝。



3 人工林の管理について

「間伐」「下刈り」「つる切り」などの、人工林の状況に応じたの保育作業は、現在、本事業の対象としません。